
足寄町農業委員会 第7回総会会議録

自 令和4年9月30日

至 令和4年9月30日

足寄町農業委員会

令和4年9月30日 第7回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時45分

1 出席委員

2番 吉川友二 4番 上妻良一 5番 菊地隆志
7番 松田博幸 10番 石黒彰 11番 岡元義春
12番 吉村進

2 欠席委員

1番 餌取靖徳 3番 遠國和宏 6番 宮口孝治
8番 遠藤勇 9番 人見華代

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項による農地の権利移動（相続）について
日程第 4 報告第2号 農地使用貸借の合意解約について
日程第 5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について
日程第 7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第4号 土地の現況証明書下付について

第7回農業委員会総会

令和4年9月30日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第7回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番飼取靖徳委員、3番遠國和宏委員、6番宮口孝治委員、8番遠藤勇委員、9番人見華代委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番上妻良一委員、5番菊地隆志委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、長男の死亡による相続に伴うも

ので、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年8月16日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、相続人より本農地を売買したいとの申し出があり、今後、賃借人に確認し、利用調整を行う予定です。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(報告第2号)

○議長 「報告第2号 農地使用貸借の合意解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第2号、農地使用貸借の合意解約について、ご説明申し上げます。

農地使用貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので、報告します。

公益財団法人北海道農業公社への買入要請を行うための解約であり、1番2番、一括で説明します。

本件は、牧草畠等の使用貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、それぞれ議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年9月1日であり、土地の引渡期日は令和4年9月1日です。

なお、解約された農地は、議案第2号1番2番で、ご審議頂きます。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による許可申請のあった土地所有者、転用者について、農地法第5条第1項の規定により、ご審議をお願いするものです。

土地所有者、転用者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府320番4ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、27, 593m²の内、483. 44m²です。

次に、転用の目的、理由、内容ですが、転用者の父親は畑作・肉牛経営で、転用者は、昨年、就農し、今回、住宅の建設を計画しました。

本申請地を選定した理由は、既存施設用地に、新たなスペースがないため、既存の施設に併設することで、効率的な作業が期待できるとの判断によるものです。

なお、契約内容は永久転用です。

農地転用許可における立地基準においては、第1種農地に該当します。

一般基準においては、農地を転用し、申請どおりの用途に供することが確実と認め

られること、また、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないと認められることから、本許可申請については、特に問題は認められず、農地法施行規則第38条及び第39条に該当するため、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。11番、岡元義春現地調査委員長。

○岡元現地調査委員長 本件は、9月20日に私と吉川委員、石黒委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は30アール以下の農地転用案件であり、また、転用目的が農家住宅であることから、平成28年3月8日北海道農業会議第80回総会決定の「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」により、意見聴取の対象から除外できるものです。

したがって、本総会により、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農業経営基盤強化促進法第15

条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、足寄町長渡辺俊一氏に本件の農地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同法第16条第2項に基づく要請の議決をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛777番3ほか16筆、計17筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、311, 627m²の内、畑が206, 121m²、採草放牧地が105, 506m²です。

本件は、令和2年3月9日に開催された柏倉地区の人・農地プラン協議に基づき、新規就農者の誘致が決まり、農地の売買を進めている案件です。

令和4年9月20日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和4年6月7日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は18, 273, 000円、10アール当たり58, 600円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは5年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

次に、2番を説明します。

局長

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地244番2ほか32筆、計33筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、山林、牧場、宅地、雑種地、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、289, 697m²です。

本件は、令和2年7月22日に開催された上大誉地地区の人・農地プラン協議に基づき、新規就農者の誘致が決まり、農地の売買を進めている案件です。

令和4年9月20日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和4年6月7日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は15, 000, 000円、10アール当たり51, 700円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第6号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

本件は、令和4年8月31日開催の第6回足寄町農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社へ農用地の買入協議に係る要請を行った案件です。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町愛冠33番1ほか15筆、計16筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、240, 964m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移

転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、18, 129, 000円、10アール当たり75, 200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番2番、一括で説明します。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛777番1ほか3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

次に、2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地219番1ほか4筆、計5筆です。

本件の公簿地目は畠、牧場で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。11番、岡元義春現地調査委員長。

○岡元現地調査委員長 本件は、今月20日、私と吉川委員、石黒委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、すでに原野や山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第7回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 45分 閉会

議長 吉村進

農業委員 上妻良一

農業委員 前田隆志

